

定額減税補足給付金（調整給付） の支給を開始します

令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税しきれない方に対して、その差額分の給付金を支給します。支給の開始にあたり、支給までの具体的なスケジュール等が決まりましたのでお知らせします。

1 内容

(1)スケジュール

- ・令和6年7月31日(水) 対象者へ順次案内通知発送
- ・令和6年8月20日(火) 対象者へ支給開始
- ・令和6年10月31日(木) 申請受付終了(消印有効)

(2)送付する書類

対象者には順次、以下の書類をお送りします。

▽公金受取口座のある方

「支給のお知らせ」(原則手続き不要)

▽公金受取口座のない方

「確認書」(オンライン申請または郵送手続きが必要)

(3)岡山市調整給付コールセンター

- ・電話番号 0120-361-278
- ・開設期間 令和6年7月1日(月)～10月31日(木)
- ・受付時間 土・日・祝除く、平日8時30分～17時15分

※8月のみ、平日は19時まで時間延長。土・日・祝も受付(8時30分～17時15分)

(4)総合窓口

- ・開設場所 岡山市保健福祉会館1階(北区鹿田町一丁目)
- ・開設期間 令和6年8月1日(木)～10月31日(木)(土・日・祝除く)
- ・受付時間 8時30分～17時15分

2 制度概要

◆給付対象

令和6年1月1日に岡山市に住所を有する所得税又は個人住民税所得割の納税義務者のうち、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回ると見込まれる方(ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外)

◆給付額(次の①と②の合算額を1万円単位で切り上げて算出)

①所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額(<0の場合は0)

②個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額(<0の場合は0)

◆不足額給付

令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのち、給付額に不足が生じた場合等は令和7年以降の支給を予定しています。※時期や手続き等は未定です。

詳しくはホームページ(右記二次元コードからアクセスください)をご覧ください。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。



【問い合わせ先】

岡山市 福祉援護課 遠藤・佐藤 直通086-803-1717 内線5458・5461